「"税„ミナールクイズ」に挑戦！！

《インボイス制度》

［問１］　消費税につき、売手が買手に正確な適用税率と消費税額を通知し、両者がそれを保存する適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。
その適用開始はいつからでしょう？

① 令和３年１０月１日
② 令和４年　４月　１日
③ 令和５年１０月１日

正解は③

③令和５年１０月１日から消費税のルールが新しくなります。
税務署の適格請求書発行事業者登録簿に登録された事業者だけが、適格請求書を発行することができます。
既に登録申請の受付が開始していますので、登録される方はお早めに。
登録申請には e-Tax が便利です。
適格請求書（インボイス）とは、「売手が買手に対し正確な適用税率と消費税額等を伝える手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書、納品書その他これらに類するものをいいます。

［問２］　現行の区分記載請求書と適格請求書（インボイス）との違いで、正しいのはどれでしょう？

① 適用（作成）開始時期が違うだけで、記載項目など内容に違いはない。
② 適格請求書（インボイス）では、適用開始日以降、税率ごとに区分した対価の額と適用税率に加え、消費税額等が必要。税務署長の登録を受けた「登録番号」も必須である。
③ 消費税額等の記載は②のとおりだが、「登録番号」は、総務省や国税庁から通知された個人（法人）番号でも構わない。適用開始日以降、適格請求書（インボイス）は、この番号で発行可能。

正しいのは②

適格請求書（インボイス）は、税務署長の登録を受けた「登録番号」の記載がないと認められません。現行の区分記載請求書と適格請求書（インボイス）との違いは②に記載しているとおりです。

［問３］ ㈱Ａは、課税売上高 1000 万円以下の免税事業者ですが、税務署のポスターを見て、令和４年１月に登録申請を行いました。
㈱Ａの消費税の申告義務について、正しいのはどれでしょう？
（注）㈱Ａは課税売上高 1000 万円を超えたことはないし、超える見込みもない。

① 登録申請をしたとしても免税事業者であり、適格請求書の発行はできるが、申告義務はない。
② 登録申請をした以上、課税事業者であり、令和４年１月を含む事業年度（消費税の納税義務は同日以降）から申告義務が生じる。
③ 課税事業者となるのは、「登録日（令和５年 10 月１日）」であり、この日を含む事業年度（消費税の納税義務は同日以降）から、申告義務が生じる。

正しいのは③

免税事業者である事例の㈱Ａが適格請求書（インボイス）発行事業者となるために登録申請をしたとしても、直ちに課税事業者にはなりません。
③のとおり、課税事業者となるのは、「登録日（令和５年 10 月１日）」であり、消費税の納税義務が発生するのは、この登録日以降となります。

［問４］ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、仕入税額控除の説明で誤っているのはどれでしょう？

① 適格請求書発行事業者以外（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を受けることができない。
② 適格請求書等保存方式では、所定の事項が記載された帳簿又は適格請求書のいずれかを保存しておけば、仕入税額控除は可能。
③ ３万円未満の公共交通機関での運送や自動販売機など一部の取引については、適格請求書の保存を要することなく、帳簿に記載することで仕入税額控除を認めている。

誤っているのは②

①と③は記載のとおりですが、仕入税額控除をするには、帳簿と適格請求書（インボイス）の両方を保存しておく必要があります。

［問５］　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の適用開始日以降、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、正しいのはどれでしょう？

①　課税仕入れ全額において仕入税額控除できない。
②　令和 11 年 9 月 30 日までは、一定期間・一定割合の仕入税額控除が認めるよう、経過措置が取られている。
③　所定事項を記載した帳簿及び通常の請求書があれば、仕入税額控除は可能。

正しいのは②

買主の急激な負担増をできるだけ和らげて、新しい制度に移行できるよう②のとおりの経過措置が設けられています。

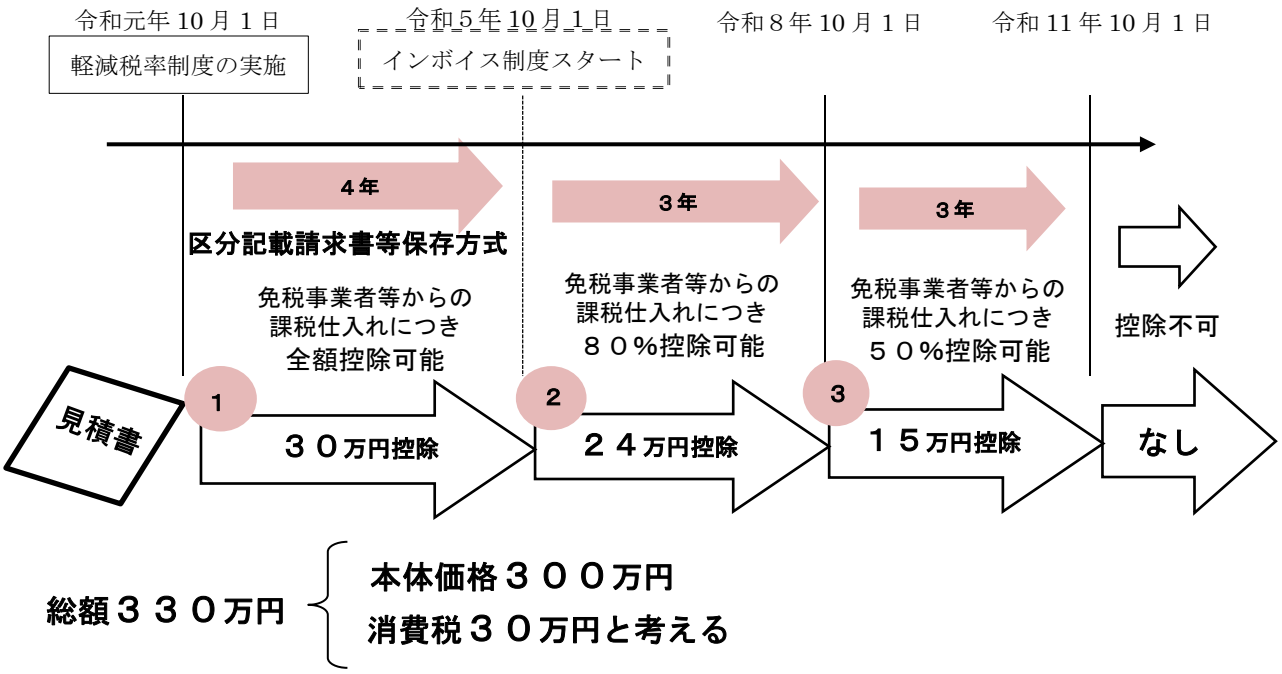

総額３３０万円
本体価格３００万円
消費税３０万円と考える

《所得税の確定申告（給与所得者向け）》

［問６］　今年も確定申告の時期がやってきました。
e-Tax の利用や各種所得控除の記述で
正しいものには〇、誤っているもの（正確でない）には×を付けてください。

①　パソコンやスマホで確定申告を送信（提出）するには、「マイナンバーカード」と「ＩＣカードリーダー」がそろってないとできない。

解答　×

マイナンバーカードで読み取りできるスマホを使えば、ＩＣカードリーダーがなくても送信可能です。今年の確定申告（令和３年分）からは、パソコンで申告書を作成される方も、スマホをＩＣカードリーダーの代わりとして使えるようになりました。

②　源泉徴収票は、手入力することなく、スマホのカメラ機能で自動入力が可能。

解答　〇

今年の確定申告（令和３年分）から手入力不要で、カメラ機能での自動入力が可能可能となりました。便利機能を活用しましょう。

③　e-Tax を利用する際、源泉徴収票や医療費の領収書など、その内容を送信したことから、保存せずに廃棄した。

解答　×

確定申告を e-Tax で送信する場合、医療費の領収書など第三者作成書類の添付省略ができますが、税務署から求められたら提示できるよう、確定申告期限から５年間は保存しておく必要があります。

④　医療費が 10 万円に満たないので、還付を受けるための確定申告をすることはできない。

解答　×

所得金額の合計が 200 万円に満たない場合、例えば、給与所得 160 万円（給与所得とは給与所得控除後金額）であれば、その５％の８万円以上の医療費は医療費控除の対象となります。

⑤　平成 30 年分の医療費が 10 万円を超えていたが、既に申告期限を過ぎていることから、確定申告を断念した。

解答　×

還付申告書は、提出が可能となる日から５年間提出ができますので、平成 30 年分の場合、平成 31 年１月１日から令和５年 12 月 31 日までが提出可能期間になります。

⑥　支払った医療費を上回る補填金を他の医療費から差し引いて計算している。

解答　×

補填の対象となる医療費ごとに補填金の差引計算を行い、その補填金が医療費を上回ったとしても、他の病気に要した医療費からその上回った補填金を差し引く必要はありません。

ちなみに、支払った医療費を上回る補填金が支給された場合、その上回ることとなった金額について所得税は課されません。

⑦　生計を一にする配偶者が支払った医療費を納税者本人の医療費控除の対象とした。

解答　○

医療費控除は、自己又は生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った場合に適用されることから、たとえ、配偶者が扶養親族でなくとも、生計を一にする配偶者であれば、医療費控除の対象となります。

⑧　配偶者(契約者)の支払った生命保険料を納税者本人の生命保険料控除の対象とした。

解答　×

たとえ、配偶者と生計を一にしていたとしても、納税者本人の生命保険料控除の対象にはできません。

⑨　ふるさと納税をする際に自治体には「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を申請したが、念のため、確定申告を済ませた。

なお、ふるさと納税を行ったのは５団体以下である。

解答　×

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を選択すると確定申告は不要になります。

ただし、確定申告をすると、この特例が適用できないので、医療費控除を受けるなど、確定申告書を提出する場合には、ふるさと納税全額を省略せずに記載して、寄附金控除を受ける必要があります。

⑩　給与所得(1か所)で、給与以外に20万円以下の所得があるが、自分は確定申告を要しない者に該当するとして、医療費控除による還付申告をする際に、給与所得のみで申告。他の所得を計上しなかった。

解答　×

確定申告を要しない方が、還付申告書を提出する場合には、給与所得以外の20万円以下の所得も申告に含める必要があります。

☆★☆　　お疲れ様でした！　★☆★

〈作成・編集〉　東納税協会　専務理事　横山泰三